

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定に係る内閣府令第2条に基づく状況の把握

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、次のとおり状況の把握を行った。

記

1 状況把握した年度 令和元年度

内閣府令第2条第1項各号列記以外の部分の規定により、特定事業主が特定事業主行動計画を定めようとするときから遡って概ね2年以内の1年間におけるその事務及び事業に関し状況の把握を行うこととされているため、同条の規定に基づき令和元年度の状況の把握を行った。

2 状況把握する事項

内閣府令第2条第1項各号列記以外の部分の規定により、特定事業主が特定事業主行動計画を定めようとするときは、同項第1号から第8号までの事項の把握を行わなければならないこととされているため、令和元年度における次の事項の把握を行った。

- (1) 採用した職員に占める女性職員の割合
- (2) 職員の平均した継続勤務年数の男女の差異
- (3) 職員の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員
- (4) 管理職に占める女性職員の割合
- (5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率
- (6) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況
- (7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び合計取得日数の分布状況
- (8) セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

3 状況の把握

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

令和元年度における職員採用者数は表1のとおりで、採用した職員に占める女性職

員の割合は、行政職で0.0%、医療職で87.5%となっている。

令和元年度は女性の採用割合が0.0%となっているが、各年度採用人数が少ない、女性の受験希望者がいない場合がある等、年度によってばらつきがある。

【表1】令和元年度の職員採用者数及び女性の採用割合

職種	採用者数	うち女性	割合
一般行政職	3人	0人	0.0%
医療職	8人	7人	87.5%

※ 医療職は、町立病院看護師

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異

令和元年度における平均した継続勤務年数は表2のとおりで、町立病院・消防支署以外の職員（月新水道企業団派遣職員を含む。）、町立病院の職員（事務職を含む。）及び消防支署の職員は、いずれも女性より男性の方が長い。

町立病院・消防支署以外の職員（月新水道企業団派遣職員を含む。）については、女性のほうがやや長くなっており男女による差異はほぼない状況である。

平均継続勤務年数の男女の差異の要因（女性が少ない要因）としては、次のような理由が挙げられる。

- ① 町立病院の職員 看護師の入替りが多く、また、年齢の高い者を採用する傾向にあり、必然的に勤続年数が短くなってしまうため。
- ② 消防支署の職員 現職採用まで女性職員がおらず、当該女性職員が男性職員より勤続年数が短いため。

【表2】職員数及び平均継続勤務年数（令和2年4月1日現在）

職種	性別	人数	割合	平均年数
町立病院・消防支署以外の職員	男	54人	74.0%	17.3年
	女	19人	26.0%	17.7年
	合計	73人	100.0%	17.4年
町立病院の職員	男	8人	29.6%	15.1年
	女	19人	70.4%	6.4年
	合計	27人	100.0%	9.0年
消防支署の職員	男	12人	92.3%	21.9年
	女	1人	7.7%	12.0年
	合計	13人	100.0%	21.2年

(3) 職員の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員

令和元年度における各月毎の超過勤務時間の状況は、表3のとおりである。(時間外勤務手当の支給に一定のルールを設けていない職員(町立病院医療職の職員及び消防支署の職員)を除く。)

時期でみると4月と7月の超過勤務時間が多くなっており要因としては、4月には北海道議会議員選挙、月形町議会議員選挙があり、7月には参議院議員選挙があったことが挙げられる。

超過勤務時間が月45時間以上超えた職員数については28名いた。

【表3】令和元年度各月毎の超過勤務時間(課・係別)

所属	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年合計	月平均	一人当	45時間
															たり平均	超人数
総務係	343	0	124	340	77	68	15	176	0	6	69	0	1,218	101.50	33.83	3
危機管理係	201	6	28	194	43	44	17	18	2	10	4	14	581	48.42	24.21	2
財政係	138	0	176	175	35	37	1	0	163	136	39	0	900	75.00	18.75	2
総務課 計	682	6	328	709	155	149	33	194	165	152	112	14	2,699	224.92	24.99	
企画係	57	79	80	169	30	61	85	97	97	152	82	69	1,058	88.17	22.04	3
商工観光係	7	92	107	205	5	50	7	36	55	37	29	77	707	58.92	29.46	2
企画振興課 計	64	171	187	374	35	111	92	133	152	189	111	146	1,765	147.08	24.51	
戸籍保険係	122	96	8	141	6	54	70	27	0	67	33	12	636	53.00	17.67	2
生活環境係	14	3	14	8	0	5	4	6	0	14	0	14	82	6.83	3.42	
税務係	85	8	4	23	0	5	0	0	0	96	186	240	647	53.92	13.48	3
住民課 計	221	107	26	172	6	64	74	33	0	177	219	266	1,365	113.75	12.64	
保健係	58	0	18	25	4	39	46	92	12	3	10	21	328	27.33	6.83	
高齢者支援係	56	0	12	55	7	4	53	87	0	55	3	2	334	27.83	6.96	
地域福祉係	45	4	116	117	44	18	53	0	0	40	28	47	512	42.67	10.67	1
保健福祉課 計	159	4	146	197	55	61	152	179	12	98	41	70	1,174	97.83	8.15	
農政係	100	12	1	27	7	7	12	0	0	22	0	103	291	24.25	12.13	2
土木管理係	10	95	0	5	2	1	10	1	0	0	0	0	124	10.33	5.17	2
住宅建築係	11	0	0	28	0	8	0	0	0	0	0	0	47	3.92	1.96	
農村整備係	104	68	27	8	6	16	0	24	15	0	0	45	313	26.08	8.69	
農林建設課 計	225	175	28	68	15	32	22	25	15	22	0	148	775	64.58	7.18	
議会事務局	9	6	0	14	6	13	0	0	0	0	0	0	48	4.00	4.00	
出納室	0	2	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	17	1.42	1.42	
学務係	90	74	14	164	2	20	0	56	1	26	0	6	453	37.75	12.58	3
社会教育係	86	24	70	148	68	48	98	77	15	59	28	7	728	60.67	20.22	2
教育委員会 計	343	0	124	340	77	68	15	176	0	6	69	0	1,218	101.50	16.92	
農業委員会	9	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	14	1.17	1.17	
町立病院事務局	42	35	22	12	28	0	0	33	9	32	116	64	393	32.75	8.19	1
月新水道企業団	3	2	0	0	6	17	2	2	0	8	2	2	44	3.67	1.22	
合計	1,757	508	861	1,906	383	515	390	775	353	684	670	710	9,512	792.67	12.99	28

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

管理職の人数及び男女割合は表4から表6までのとおりで、男性と比較すると女性管理職の割合が少ない。町長部局においては、課長職に1名、課長補佐職に2名女性を配置している。

【表4】管理職の人数及び割合（町立病院・消防支署以外の職員、令和2年4月1日現在）

課(局)名	人数			割合	
	男	女	計	男	女
総務課	2人	0人	2人	100.0%	0.0%
企画振興課	3人	1人	4人	75.0%	25.0%
住民課	1人	0人	1人	100.0%	0.0%
保健福祉課	0人	2人	2人	0.0%	100.0%
農林建設課	2人	0人	2人	100.0%	0.0%
教育委員会	1人	0人	1人	100.0%	0.0%
議会事務局	1人	0人	1人	100.0%	0.0%
出納室	1人	0人	1人	100.0%	0.0%
農業委員会	1人	0人	1人	100.0%	0.0%
月新水道企業団	1人	0人	1人	100.0%	0.0%
合計	13人	3人	16人	81.2%	18.8%

【表5】管理職の人数及び割合（町立病院の職員、令和2年4月1日現在）

課(局)名	人数			割合	
	男	女	計	男	女
町立病院医療職	1人	2人	3人	33.3%	66.7%
町立病院事務局	1人	0人	1人	100.0%	0.0%

【表6】管理職の人数及び割合（消防支署の職員、令和2年4月1日現在）

課(局)名	人数			割合	
	男	女	計	男	女
消防支署	3人	0人	3人	100.0%	0.0%

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率

令和元年度における役職ごとの人数及び男女割合は表7から表9までのとおりで、いずれの役職（町立病院の職員を除く。）も男性と比較すると女性の割合が少ない。

平成26年4月1日時点との役職ごとの人数を比較すると、町立病院・消防支署以外の職員では、課長補佐職が0人から2名に増えたため、割合が増加しているが、そ

の他役職については、大きな変動は見られない。

町立病院の職員は、課長職が1名から2名に増えているが、係長・主査職については、2名から1名に減少している。

消防支署については、女性職員が1名のため割合の変動はほぼない。

【表7】

役職ごとの人数及び割合（町立病院・消防支署以外の職員、令和2年4月1日現在）

職名	人数			割合	
	男	女	計	男	女
課長職	10人	1人	11人	90.9%	9.1%
課長補佐職	3人	2人	5人	60.0%	40.0%
係長・主査	16人	7人	23人	69.6%	30.4%
主任主事等	7人	3人	10人	70.0%	30.0%
主事・主事補等	18人	6人	24人	75.0%	25.0%
合計	54人	19人	73人	74.0%	26.0%

役職ごとの人数及び割合（町立病院・消防支署以外の職員、平成26年4月1日現在）

職名	人数			割合	
	男	女	計	男	女
課長職	7人	1人	8人	87.5%	12.5%
課長補佐職	5人	0人	5人	100.0%	0.0%
係長・主査	17人	7人	24人	70.8%	29.2%
主任主事等	12人	7人	19人	63.2%	36.8%
主事・主事補等	9人	4人	13人	69.2%	30.8%
合計	54人	19人	73人	72.5%	27.5%

【表8】役職ごとの人数及び割合（町立病院の職員、令和2年4月1日現在）

職名	人数			割合	
	男	女	計	男	女
課長職	2人	2人	4人	50.0%	50.0%
係長・主査	2人	0人	2人	100.0%	0.0%
主任相当職	2人	1人	3人	66.7%	33.3%
主事相当職	2人	15人	17人	11.8%	88.2%
合計	8人	18人	26人	30.8%	69.2%

役職ごとの人数及び割合（町立病院の職員、平成26年4月1日現在）

職名	人数			割合	
	男	女	計	男	女
課長職	3人	1人	4人	75.0%	25.0%
係長・主査	3人	1人	2人	75.0%	25.0%
主任相当職	1人	1人	3人	50.0%	50.0%
主事相当職	4人	14人	18人	22.2%	77.8%
合計	11人	17人	28人	39.3%	60.7%

【表9】役職ごとの人数及び割合（消防支署の職員、令和2年4月1日現在）

職名	人数			割合	
	男	女	計	男	女
課長職	1人	0人	1人	100.0%	0.0%
課長補佐職	2人	0人	2人	100.0%	0.0%
係長・主査	5人	0人	5人	100.0%	0.0%
主任	1人	1人	2人	50.0%	50.0%
主事・主事補	3人	0人	3人	100.0%	0.0%
合計	12人	1人	13人	92.3%	7.7%

役職ごとの人数及び割合（消防支署の職員、平成26年4月1日現在）

職名	人数			割合	
	男	女	計	男	女
課長職	1人	0人	1人	100.0%	0.0%
課長補佐職	0人	0人	0人	100.0%	0.0%
係長・主査	6人	0人	6人	100.0%	0.0%
主任	2人	0人	2人	100.0%	0.0%
主事・主事補	3人	1人	4人	75.0%	25.0%
合計	12人	1人	13人	92.3%	7.7%

(6) 男女別の育児休業取得率及び取得期間

令和元年度に配偶者が出産した男性職員及び出産した女性職員はいません。

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和元年度に配偶者が出産した男性職員及び出産した女性職員はいません。

(8) セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

セクシュアル・ハラスメントに対する要綱等の整備はしておらず、研修の実施もされていない状況である。

通報・相談窓口の設置はしているが、職員に対しての周知はしていない状況である。